

憲法違反の「戦争法」施行と地方自治体

一橋大学
名誉教授

渡辺 治先生講演会

安倍政権が昨年9月に強行成立させた戦争法が、3月29日、施行されました。戦争法は、戦争放棄、戦力不保持を定めた憲法9条を踏み破り、世界のどこでも米国が起こす戦争に日本が参戦するための違憲の法制です。戦争法の施行により、「殺し、殺される」現実の危険は、いよいよ差し迫ったものになっています。

さらに安倍政権は、参院選後に憲法改悪をねらっています。自民党改憲案では、(1)

9条2項を全面削除して「国防軍」を書き込み、海外での武力行使を際限なくやれるようにする、(2)「緊急事態条項」を創設して事実上の「戒厳令」に道を開く—など、立憲主義を全面破壊する内容になっています。

戦争法の施行による、国民・市民、地方自治体への影響、憲法改悪の危険な策動について、渡辺治一橋大学名誉教授にお話していただきます。ぜひご参加ください。



渡辺治先生プロフィール

東京大学法学部卒業。東京大学社会科学研究所助教授、一橋大学社会学部教授、現在、同名誉教授。9条の会事務局、日本民主法律家協会理事長。主な著書『憲法「改正」は何をめざすか』『安倍政権と日本の政治の新段階』『現代史の中の安倍政権—憲法・戦争法をめぐる攻防』など多数。

参加費無料

日時

6月2日 木 18:00 開会

会場

川崎市
総合自治会館
1Fホール

主催 日本共産党川崎市議会議員団／電話 044-200-3360

